

福島市中心市街地将来ビジョン検討委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、福島市中心市街地将来ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この委員会は、「風格ある県都ふくしま」を目指し、中心市街地の賑わい形成に向け誘導する高次都市機能の検討を行うとともに、福島駅周辺の将来ビジョンの検討を行うことを目的とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(構成員)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理し、商工会議所が補佐する。

(任期)

第7条 委員の任期は平成31年3月31日(福島市中心市街地将来ビジョン策定)までとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成30年4月2日から施行する。

福島市中心市街地将来ビジョン検討委員会運営要領

- 1 福島市中心市街地将来ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）は、原則公開とする。ただし、委員長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、委員会に諮って非公開とすることができる。
 - （１）委員会においては、福島市情報公開条例第９条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - （２）委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - （３）その他、委員長が必要と認める場合
- 2 委員長は、委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 3 傍聴人が会議の進行を妨げる行為をしたときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。